

特別高圧送電線 猪苗代新幹線保全事業（福島県西白河郡大信村大字隈戸字柿ノ木原地内～同県西白河郡大信村大字隈戸字滑里川山地内）に関する事業認定理由

事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、猪苗代系各発電所より河内変電所（栃木県河内郡川内町大字白沢字南原426-2）及び小山変電所（栃木県小山市城北2丁目646-1）までの亘長207.4kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体区間とする大正15年11月に建設された特別高圧送電線猪苗代新幹線（以下「本送電線」という。）の送電線路を保全するための事業のうち、既に用地取得等の完了している部分を除いた、上記起業地に係る部分である。

本件事業は、法第3条第17号に掲げる「電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である東京電力株式会社は、電気事業法第3条第1号の許可を受けた一般電気事業者であり、同法第18条に定められた電気供給義務を負っている。また、本件事業に要する資金を自己資金により調達していることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

以上により、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性について

（1）事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、猪苗代系各発電所より河内発電所及び小山発電所を經由し、栃木県及び埼玉県方面へ電力を供給する目的で大正15年11月に建設された本送電線の送電線路（亘長207.4km、2回線、鉄塔229基）を保全するための事業である。

本送電線の電力供給エリアは、那須野変電所等の栃木県に位置する変電所を始め、埼玉県の北部に位置する変電所の供給エリアとなっており、同地域の生活・産業の維持及び地域社会の発展に欠くことのできない重要な送電線である。

現在、本送電線は長瀬川系・日橋川系・戸の口系の猪苗代系水力発電所で発電された電力を、併設する猪苗代旧幹線とともに、栃木県北部方面に送電する役割を担っており、栃木県宇都宮市周辺の役場、病院等の公共施設を含む、12,000軒を越える家屋等に電力を供給している。万一、猪苗代旧幹線のみを使用して送電することとなった場合、

猪苗代旧幹線の送電容量が約 2 1 万 k w と限られていることから、猪苗代系水力発電所の発電力約 3 4 万 k w を全量送電することが出来なくなり、栃木県北部方面への電力供給に支障をきたす。

このため、送電線下用地を使用する権利を確保することにより、自然に配慮し、豊富な水資源を最大限に活用した、水力発電による電力を栃木県北部に安定供給できるよう、本件事業の保全を図る必要がある。

以上のとおり、本件事業の施行により、得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 事業の施行により失われる利益について

本件事業は、既存の送電線を保全するための事業であることから、環境影響評価法(平成 9 年法律第 8 1 号)により、環境影響評価が義務付けられた事業には該当していないが、送電線路が周辺環境に影響を与える恐れのあるものとして、電界、磁界及び送電線路に起因する音が考えられる。

まず、電界については、本送電線の送電線路が、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 5 2 号)に定める基準値を下回るように施設されていることが認められる。

磁界及び送電線路に起因する音については、起業者である東京電力株式会社が任意に検討しており、磁界については、本送電線の送電線路から生じる磁界の強さの最大値が世界保健機関が示している見解における数値及び国際非電離放射線防護委員会のガイドラインにおける規制値を大きく下回っていることが認められる。

送電線路に起因する音については、本送電線の送電線路直近の地点における測定結果をみると、送電線路からの直接の音は測定されておらず、また、同地点と送電線路から離れた地点での測定結果が、どちらもほぼ同一の騒音レベルであることから、影響は少ないと考えられる。

また、動植物への影響について、起業者が、福島県に確認を依頼したところ、本件起業者地内において「レッドデータブックふくしま」で絶滅危惧種に指定されている動植物は確認されていないとの回答を得ている。

さらに、埋蔵文化財包蔵地の存否について、起業者が福島県大信村教育委員会に確認を依頼したところ、同委員会から本件事業地内には埋蔵文化財包蔵地が存在しないとの回答を得ている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 代替案の検討について

本件事業は、既存の送電線路を保全するための事業であり、新たな電気工作物の建設が必要となる事業ではない。

本送電線が果たしている電力の円滑な供給を確保するための手法としては、山地を直線的に通過し、送電線付近には住宅が少ない本件事業のル - トのほか、本送電線の西側にほぼ併走するル - トに振替える案(西側案)が考えられるが、国有林地域を通過することになり、鉄塔敷及び線下地等において立木伐採の必要が生じ、自然環境への影響が大きい。また、鉄塔建設が傾斜地での工事となることから、工事施工の難易度が高く、

鉄塔等を新設するための費用及び土地が新たに必要となることから、事業費も申請案と比較し高額となる。

以上のことから、地域の自然環境に与える影響、工事施工の難易度及び経済性等から総合的に判断すると、本送電線の施設をそのまま使用する本件事業のルートが最も合理的であると認められる。

(4) 比較衡量

(1) で述べた得られる公共の利益と(2) で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が、失われる利益に優越すると認められるとともに、(3) で述べたように、本件事業の手法は、他の代替案と比較して最も合理的な手法であると認められる。

以上により、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性について

(1) 事業を早期に施行する必要性

本送電線は、栃木県北部地域に電力を供給するためには必要不可欠な送電線であり、また、今後本送電線からの電力供給エリアにおいて、世帯数の伸び等から電力需要の増加が予想されることから、本送電線を使用して電力の安定供給を継続して行う必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、電気設備に関する技術基準を定める省令等に規定する規格に基づき必要な範囲であると認められる。

また、本送電線は土地の上空を通過するものであり、送電線下の土地については、一定の土地利用が可能であることから、収用ではなく使用にとどめられており、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。